

# 京都市外国籍市民施策懇話会 2005（平成17）年度報告

2006（平成18）年3月  
京都市外国籍市民施策懇話会

# 目 次

1	会議開催状況	3
2	調査・審議内容，提言	
	第1回会議	3
	第2回会議	4
	第3回会議	5
	第4回会議	6
3	委員の感想	8
4	資料	
	京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱	12
	京都市外国籍市民施策懇話会委員名簿	13

## 1 会議開催状況

	日 時	場 所	議 題
第1回会議	平成17年6月3日(金) 午後2時～5時	京都市国際 交流会館	多文化共生・交流及び留学生・ 就学生の問題について
第2回会議	平成17年9月16日(金) 午後2時～5時	京都市国際 交流会館	多文化共生社会の実現に向けた 取組について
第3回会議	平成17年12月1日(木) 午後2時～5時	ザ・パレスサ イドホテル	新定住外国人の問題について
第4回会議	平成18年2月17日(金) 午後2時～5時30分	京都市国際 交流会館	教育問題について

## 2 調査・審議内容，提言

### (1) 第1回会議

議題 「多文化共生・交流及び留学生・就学生の問題について」

京都市には，市全体の人口の約3%に当たる約4万3千人の外国籍市民が生活しています。そのうちの7割近くが韓国・朝鮮籍ですが，近年，中国籍やフィリピン籍などの新定住外国人が増える傾向にあります。

また，京都市の外国籍市民に関するもう一つの特徴として，留学生や就学生が多いことがあげられます。

こうした外国籍市民が抱える課題は，地域社会での人との付き合いや，生活上のルール，言葉の問題，更には経済的な問題など様々です。

地域社会の中で外国籍市民と地域住民との交流や相互理解の促進のあり方について審議しました。

### 委員の主な意見

外国籍市民の集住地域などでは，まちづくりを考える際に様々な生活・文化背景を持つ人々が暮らしていることを認識し，多文化共生という視点を入れて取組を進めることが重要である。

朝鮮初級学校と市立小学校の交流が活発に行われており大変良いことで，このような交流が，更に中学や高校にも広がると良いと思う。

同国出身者が少ない留学生は，新たに京都で生活するとき，人的ネットワークが乏しいため十分な情報が得られず，新しい生活環境に適應できないことがある。

一方で，同国人が多い場合には，同国人留学生同士の交流だけに終始し，地域住民や日本人学生，他国の留学生との関わりが少なくなる。

就学生は，高校を卒業して間もなく来日することが多いので，社会経験が乏しく，経済的にも厳しい状況にある。

就学生は，留学生と比べて社会的な認知度が低く，奨学金や通学定期券の扱いなどの制度面においても格差があり，支援が望まれる。

経済的な問題から，アルバイトをせざるを得ない留学生や就学生も多いが，アルバイト先での言葉や待遇による摩擦，人間関係の問題から日本に良い印象を持たずに帰国するケースもある。

留学生は，来日前の日本の印象と来日後の実際の生活との違いに戸惑うことがよくある。自国と異なる文化や制度を理解するので精一杯である。

留学生に限らず外国籍市民は，日本の文化や社会に対して積極的に興味を持つことにより，日本への理解を深めることができる。

来日して間もない留学生や就学生は、情報不足や相談相手の不足など、支援が得られにくい状況にあります。

京都で学び、巣立つ将来有望な人材が、京都をよく理解し世界各地で活躍することは、京都のイメージアップのみならず、市民レベルでの友好親善・国際交流の拡大に繋がります。

このためには、留学生や就学生が京都で安心して生活できることが必要であり、生活経験の豊富な留学生や日本人学生、市民が、国籍の枠を超えて地域社会と留学生を繋ぎ、地域での多文化共生やコミュニケーションをサポートする役割を果たすことが望まれます。こうしたことから、次の提言を行います。

提言 日本での生活経験の豊富な留学生を活用し、新たに日本で生活を始める留学生や就学生を支援する仕組みを検討すること。

留学生や就学生が地域で孤立することがないように、地域住民が橋渡し役となり、側面から生活を支援する取組の推進に努めること。

## (2) 第2回会議

議題 「多文化共生社会の実現に向けた取組について」

平成16年末で日本全体の外国人登録者数は、197万3,747人で前年に引続き過去最高記録を更新しています。今後もこの傾向は続き、労働力として来日する外国人をはじめ日本で暮らす外国人は増え、異なる言葉や文化を持つ人々が共に暮らす社会の実現に向けて様々な取組が必要になると考えられます。

こうしたことから、日本、とりわけ京都での取組を考える上で参考とするため、1960年ごろからトルコ人をはじめとする多くの外国人を出稼ぎ労働者として受け入れてきたドイツにおける移民に関する問題について報告を受け、意見交換を行いました。

また、左京区役所が平成17(2005)年度の運営方針に掲げ、重点事業のひとつとして取組を進めている「外国籍市民にもわかりやすい行政サービスの提供」について、同区役所職員で構成される外国籍市民サービス向上ワーキングチームとの意見交換を行いました。

## 委員の主な意見

ドイツ人における労働者の大多数がトルコ出身でありイスラム教徒が多く、キリスト教国のドイツとは宗教的・文化的な相違が大きく、ドイツ住民とコミュニケーションがうまく取れないことがある。

トルコ系住民はドイツ社会への同化をうまく進められず、国籍や宗教が同じ者だけが集まったコミュニティを作り、伝統的な生活習慣に移行するなど孤立感を深め、ドイツ社会で摩擦を生むなど深刻な問題になっている。

韓国において中国からの移民が成功しているのは、韓国語を話せることがその理由の一つに挙げられる。異文化社会への統合の大きな条件の一つが言葉の習得だと思う。

区役所をはじめとする行政窓口での外国籍市民等の対応について、職員は言葉が分からなくても、できるだけ耳を傾けてその人との距離感を縮めていくと、本当に困っていることを知ることができ、何が必要とされているのかが分かる。

言葉や庁舎内の表示の問題は解決する方法がいくつかあると思うが、職員の意識改革には時間がかかり、変革していくのは難しい。担当者が変わっても対

応の質が落ちないような組織体制が必要。

区役所の各課の仕事内容がよく分からないので、区役所の入口に総合案内を設けて教えてもらえれば、後の手続きがスムーズにいくと思う。

言葉の問題を解消するために、行政は大学と連携し、留学生などをボランティアとして活用することも有効だと思う。

外国人の名前は発音が難しいので、区役所の窓口で名前を呼ばれても分からないことがある。番号札を渡し、番号を呼ぶようにしてはどうか。

国際化の進展と共に外国籍市民は増え、その国籍や民族、文化背景も今後ますます多様化していくものと思われます。それに応じて、外国人登録などで、区役所などの行政機関を利用する外国籍市民も増え、行政の窓口では、言葉をはじめ様々な問題が生じています。日本国内においては、外国籍市民が言葉の問題や生活習慣の違いから地域社会になかなか馴染めず孤立し、重大な事件にまで発展した問題も起きています。京都に暮らす外国籍住民が、同じ市民として安心して生き生きと生活できるよう、行政サービスの提供の在り方や地域での受入れ方にも今後一層の工夫が必要になるところです。こうしたことから、次の提言を行います。

提言 行政窓口において職員が外国籍市民とより良好なコミュニケーションを図れるよう、研修等を通じ職員の意識改革を進めること。

地域社会において異文化理解の促進を目的としたコミュニティスペースの確保に努めること。

### (3) 第3回会議

議題 「新定住外国人の問題について」

留学や労働、国際結婚等、国境を越えた人の往来が頻繁になるにつれ、様々な問題が生じています。外国人に特有の問題として、不法滞在の問題がマスコミ等でも大きく取り上げられ、外国人への偏見を助長するような例も見られます。

会議では、不法滞在の実態と特に外国人労働者の問題、日本人の配偶者として日本で暮らしている外国籍市民の問題について意見交換を行いました。

また、会議を視察された静岡市外国人住民懇話会の委員の方々と双方の懇話会の活動について意見交換を行いました。

#### 委員の主な意見

不法滞在者の中には、犯罪目的や偽装結婚、入国後新たに偽造パスポートを入手して滞在期間を延長するなどの悪質な例があるのも事実だが、労働目的のため半ば騙されて日本に連れて来られた人も少なくなく、止むを得ぬ理由でオーバーステイになってしまった人達が大半である。

外国人は、就労先で戦力として重宝されているが、雇用主が低賃金で長時間労働を強いたり、社会保険に加入させなかったりし、仕事上の怪我や病気にも関わらず労働災害の補償を受けられず、満足に通院もできずにいる例がある。

不法滞在というレッテルを貼られると、その言葉から重大で深刻な犯罪を思い浮かべがちだが、実態はオーバーステイのような場合が大半である。そうしたことも視野に入れ対応することが必要ではないか。

不法滞在者にも健康保険や労災保険、教育など、認められている権利があることを知らず、学齢児童を学校に行かせていない例もある。認められている権利をきちんと知らせることが重要である。

不法滞在にならないよう、相談できる窓口や情報提供の機会を整備し、的確な情報提供に努めることが必要。

国際結婚により来日する外国人が増えているが、特に女性は、子育てを巡って様々な問題を抱えている。日本語による入園面接が難しく保護者と園との間でコミュニケーションがうまく図れないことや、また、保育園で実施される節分や七夕等の行事が文化の違いから理解できないことがある。

学校においても、PTAの出席者はほとんど日本人なので、外国人保護者が孤立することがある。

外国人の母親を対象に実施する基本的な日本語講座では基本的な言葉の学習だけでなく、外国人のための近所付き合いの方法、町内会の行事やお祭、冠婚葬祭に関する知識なども得られるよう生活に関連した日本語教室があると良い。

外国人の保護者が集まり意見を交換する場に、日本人の保護者も参加し話し合う機会があれば、子育てをしている外国人をサポートできる。

バブル経済期に労働力として南米の日系人やアジアから多くの人々が来日するなど、現在の日本社会では外国人労働者が既に経済活動の重要な一翼を担っています。今日、日本の生産年齢人口の減少を背景として、国内では労働力としての外国人の受入に関する議論が高まっています。これに伴い、多くの外国人が安心して暮らせるよう、日常生活、人権問題など地域社会での受入れを巡り、外国籍市民を支える環境整備が必要になっています。

また、日本での子育てに悩む外国人の母親が抱える問題など、新定住外国人を巡る問題への対応は多様化しています。こうしたことから、次の提言を行います。

提言 在留資格をはじめとする日常生活に係る問題について、外国籍市民が気軽に相談し、また必要な情報を得ることができる環境整備に努めること。

社会との接点が少ない外国籍市民が孤立することがないように、近所付き合いをはじめとする日常生活に関する幅広い知識を得ることができる機会の充実に努めること。

#### (4) 第4回会議

##### 議題 「教育問題について」

現在市内には、4つの民族学校を含む6つの外国人学校があります。民族学校の児童・生徒数は減少傾向にありますが、二重国籍や帰化などにより日本籍として扱われていても、異なる民族的・文化的な背景を持つ子どもは市立学校にも少なくありません。

また、市立小・中学校においては、現在1,500人余の外国籍児童・生徒が学んでいます。新定住外国人の児童・生徒も多く、日本語指導の問題、異なる民族・文化を背景としたアイデンティティの維持の問題、外国人保護者と学校とのコミュニケーションの問題など様々な問題を生じているところです。こうした外国籍市民の子どもたちの教育問題は、今後ますます多様化していくものと考えられます。

会議に先立ち、市内の外国人学校及び市立小学校での日本語教室を視察し、民族学校の問題、市立学校における外国人教育の問題等について審議致しました。

## 委員の主な意見

民族学校は、私立学校のような国からの助成金がないだけでなく、寄付に対する税制上の優遇措置もなく財政的に非常に困難な状況にある。また、「災害共済給付制度」の適用がないなど安全対策も充分でない。

国籍法の改正等も手伝い、市立学校で日本国籍との二重国籍や外国の文化背景を持つ児童・生徒が増えるなど、外国人教育を取り巻く状況は大きく変化している。こうしたことから、外国人教育の視点を「外国籍者」だけでなく、重国籍や帰化者の子どもを含む「日本籍者」にも拡大すべきではないか。

子どもの異文化理解促進の取組をはじめ、教育現場における人権学習の取組は、学校により差があるように思えるが、先ずは、教職員の意識改革が重要であり、教職員を対象とした研修内容を充実させることが必要だと思う。

就学案内が日英併記になっているが、他の言語も必要だと思う。

外国人は義務教育に従う必要はないが、京都市にも新定住外国人が増えていることから、外国人の不就学の状況把握は必要であるし、外国人登録のない子どもの就学希望についても、子どもの教育を保障するという意味から積極的な対応が必要だと思う。

各種学校の認可を受けている民族学校は、自治体からの援助を受けていますが、私立学校の助成に比べその援助は少額であり、税制上の扱いにも私立学校とは大きな較差があります。また、児童・生徒数の減少も学校運営に大きな影響を与え、民族教育の維持が困難な状況になっています。一方、民族学校以外の市内の外国人学校は、各種学校の認可も受けておらず、行政からの財政的な援助はなく、校舎も元市立小学校の空き校舎を暫定利用しているなど、不安定な状態で運営を続けています。

市立小・中学校においても日本語指導を必要とする子どもは少なくなく、言葉の問題だけでなく多様な問題を抱えていることが報告されました。こうした子どもは今後増えていくと予測され、その備えが必要な時期にきていると思われます。

また、日本人児童・生徒への国際理解教育の必要性やそれに向けた教職員の意識改革の必要性を確認致しました。こうしたことから、次の事項に取り組みられるよう提言致します。

提言 就学案内の多言語化等、外国籍市民への教育の情報提供の充実に努めるとともに、就学状況の把握に努めること。

外国人児童・生徒が安心して学べるよう府とも連携し、外国人学校の運営の支援に努めること。

民族学校との交流を促進するなど、児童・生徒の異文化理解教育をはじめとする教育現場での外国人の人権学習の取組に努めること。

#### 4 委員の感想

##### 水野直樹座長

外国籍市民施策懇話会に関わるようになって、ものごとを見たり考えたりするときに、外国籍の人からはどう見えるだろうか、ということのを少しだけ考えるようになったと思います。いつもそんなことはできませんが、少しでもそのようにしたいと考えています。

市長をはじめ京都市職員のみなさんにも、何かを考えたり決めたりするときには、知り合いの外国籍の友人・知人の顔を思い出して、その人だったらどうするだろうか、と想像していただきたいと思います。それが「国際化」の基本だと思えますから。

##### 井戸洋委員

懇話会の場を通じて、日本に住む外国人の方々のナマの声を聞いたのは大きな収穫でした。外国人を迎え入れる、いまの日本の制度にまだまだ欠陥や不足のあることがよくわかりました。福祉、教育の分野でとくに目立ちます。就学年齢に達しながら学校に通っていない外国人の子どもたちの実態を、行政も明確に把握していない問題などは、とくに気がかりです。

費用や人員、法制上の制限から、京都市単独では対応が難しく、国で取り組むべき課題が多いことも外国人問題の特徴です。国へ働きかけるとともに、外国人人口の多い政令市などがネットワークをより強めたいところです。その反面で、周りの日本人のちょっとした心遣いや手助けで解決できる課題も多く、市民へのPRが欠かせないと思いました。9・11事件以降、国際テロ防止を名目に外国人を排除、選別する傾向が先進国を中心に目立ちます。共生に向けた努力がいまこそ重要だと感じています。

##### 高田光治委員

今年度の外国籍市民施策懇話会では、外国籍委員のみなさんからは、外国籍市民が抱える市民生活や教育、就学や就労などについて、これまでの活動や生活体験、経験を通して感じている市民生活上の困難な課題や改善点について、熱意のこもった報告や発言を聞くことができました。

国際学校や小学校への施設訪問、外国籍市民サービス向上に取り組む区役所のワーキングチームの活動などでは、いろいろな課題を抱えながらその解決や改善に取り組む窓口や各機関の努力を知ることができました。

外国籍市民施策懇話会委員として今年度の活動を振り返ると、外国籍市民の方々が安心して市民生活が過ごせる環境を整えるには、制度の改善や情報の充実だけでなく、外国籍市民にとって悩みを相談できる隣人や身近なよき理解者の存在が重要ではと感じました。

外国籍市民の悩みを理解し、利用できる制度や取扱い窓口、必要な情報とそれを必要とする人とをつなぐ仕組みづくりについて、今後の懇話会で検討いただければと思います。また、懇話会の限られた時間の中で多くのテーマについて議論を整理し、まとめる作業は大変ですが、水野座長や国際化推進室の事務局のみなさんには、こうしたご負担を担っていただきありがとうございました。この紙面をお借りまして改めてお礼申し上げます。

#### 朴実委員

私は京都生まれの在日コリアンですが、私たちの若い頃は、在日外国人といえば、ほとんどがコリアンで、在日外国人問題イコール在日韓国・朝鮮人問題でした。近年、中国や南米などを始め、諸外国からいわゆるニューカマーと呼ばれる人々がこられるようになり、外国人問題は多様化し、まさしく多民族・多文化共生社会の実現が迫られていると、この懇話会に出席して実感しました。

在日コリアンも、現在では5世の誕生を迎え、日本人との国際結婚による「ダブル」や、「帰化」による「日本籍者」が多数を占めるようになりました。国籍は日本になっても、その民族的ルーツや文化が大切にされる社会になるように努力していきたいと思います。

#### リリアン・テルミ・ハタノ委員

外国籍市民施策懇話会で二年間、委員をさせていただいて、何か提供するものより、勉強させていただくことが多かったように思います。来日して13年、京都市に住んでも13年になります。しかし、恥ずかしいことですが、朝鮮学校、インタナショナルスクール、エルファなどを訪れるのは、初めてでした。日本に在住する異なる歴史背景を持つ外国籍市民の視点から、社会の抱える様々な問題や課題を見つめ、京都市の皆さんと話し合っていく場所と機会があることは、大変有意義だと思います。参政権のない外国人当事者の視点から社会を見ると、外国人が直面している様々な問題が実は「外国人問題」ではないことがわかります。外国人が直面している問題を日本人自身が、日本人の問題、日本の社会の問題として考えていってくれない限り、その解決は不可能なのです。懇話会の座長の水野先生をはじめとする、日本の方々と一緒に社会の問題を話し合う場があることは、大変重要ですし、多様な観点から知恵を出し合うことによって、よりよい解決方法を検討することも可能になります。それが最終的に、具体的な政策につながっていくことを期待しています。ある広告のキャッチフレーズを私風にアレンジして、「日本に、外国人がいてよかった。」と思える時代が来るように、私ができることはやっていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### 呉沂煥委員

私は第3期、第4期委員として、計6回懇話会会議に参加致しました。その間、外国人の名前、行政窓口に関する現場の実情等の担当委員として調査した経験があります。在日外国人の日常生活、教育他諸問題に関し他の委員さんの要望、意見等、行政側から現時点、将来に対する政策等説明を拝聴し、懇話会の意義が有効的と実感しました。

在日外国人（永住者）よりも留学生の方々の意見、要望はとくに関心を持ち、私共も積極的に協力を要するを感じました。

#### 呉鳴夢委員

4年間があっという間に過ぎました。いろいろな国の人との出会い、議論、よい勉強になりました。私は在任中、勉強不足で十分な提言もできなかったことを申し訳なく思っています。

国際化推進室は提起された問題を真摯に取り組んでいました。京都市が外国籍市民施策懇話会を通じて国際化時代の多文化共生の道を施策されていることは評価すべきことです。

外国籍市民にたいする処遇はいろいろ改善されてきましたが、まだ解決されなければならない問題も多々あります。

今後とも、外国籍市民施策懇話会がよりよい議論をされて、京都市が適切に施策されることを望みます。色々お世話をかけました。ありがとうございました。

#### 裴梨花委員

2期4年間、懇話会委員を務めさせていただいた事をとても光栄に思っております。在日1世の壮絶に生き抜いた時代から日本に生まれた在日2世の私の時代は、すべての人々との共存共栄という時代のような気がします。4年間の委員期間、まさしく共存共栄の時間であったような気がします。特に意識を持ち生きることの重要性、無意識で生きる無責任さを知り、自分の中で反省させられた時期でもありました。現在日本の社会の中で未解決な外国人問題はたくさんあります。外国人の立場から、数ある外国人問題を意識を持ち考え行動することが、解決への道のような気がします。私は踊りの仕事を通じて多くの学校や地域の人々と出会う機会があります。討議し学んだ事を忘れず、未来の明るい社会を築くため、私達外国人と日本の皆様との二人三脚で生きていけたらと思います。意義ある時間を過ごせたこと懇話会の皆さん！事務局の皆さん！心から感謝しております。カンサハンミダ！

#### 劉仙姫委員

京都市外国籍市民施策懇話会の委員として意見を述べることは私にとっても意味のある挑戦でありました。日本社会の中で国際結婚をした外国人母というアイデンティティをもつ存在感の薄い自分の経験及び考えを京都市の外国人に対する政策に反映してもらえる有意義な機会を与えられた事に感謝する気持ちでいっぱいです。

やはり現状は外国人にとって厳しい生活環境であるという事実には変わりありませんが、みんなが互いを尊重、理解しながら共存できる良い方向に向けての変化をもたらす為の努力がなされていることは望ましい動きであるでしょう。

但し、今後は論議のみに終わらず、実際にどのように委員の意見が現場で生かされているのかを市の職員の報告という形のみではなく、委員たちが実際現場に行って確認する作業も必要だと思います。例えば、保育園や小学校における外国人母親の孤立、学校教育における日本語指導ボランティア派遣事業、教職員・市民への研修会、民族学校と市立学校の交流、民族学級の状況等を正しく把握する為のより積極的な活動が望まれます。

#### 劉建中委員

2期4年間の外国籍市民施策懇話会委員の任期が満了しました。ここで、大変お世話になった国際推進室の方々、懇話会の委員の方々及び色々のご協力いただいた方々に深く感謝の意を申し上げます。

この4年間を振り返ると、一番印象に残ったのは自由自在な雰囲気の中で、色々な国の委員たちと様々な角度から、京都市に住む外国籍市民に関する諸問題の意見交換、交流、提言ができたことと、市行政担当部署の方々が我々の意見、要望等を熱心に聴いてくださったことです。この4年間は私にとって、短いながらも、大変意味深い体験でした。

京都市は1978年に「世界文化自由都市」と宣言してから28年経ちました。「京都市国際交流推進大綱」の策定をはじめ、様々な分野で国際化に向けた取組を推進してきた結果、今現在約112カ国の4万3千人の外国籍市民が民族、宗教、社会体制の相違を超えて、この町に平和自由に暮らしております。もちろん京都市は依然として色々な課題が残されており、これからも様々な新しい問題が出てくるとは思いますが、市民の皆さんの力で立派な国際都市になると確信しております。

#### ペーター・カシヤン委員

来日して30年間余りの私にとっては、幸いな事に、日本での嫌な、不愉快な経験が今までなかった。渡日する外国人にとって文化的な違いに基づいての些細な誤解や思想的な相違が発生しても、決して大きな問題にならないだろうと考えていた。

この4年間、懇話会での在日韓国・朝鮮籍の委員の方々との個人的な話し合いによって、私は、恥ずかしながら初めて知ったことが実に数多い。また、ブラジル・ペルー等南米日系市民、中国国籍留学生の日本での生活上の諸問題を聞いて、文化・生活習慣の相違を配慮して、京都市が解決を図ろうとしても、決して容易ではないことがうかがわれる。国際都市京都が、将来においてどの程度までこの外国籍市民に対して満足できる対策に成功し得るかということが、当市の国際性を測る試練場であると私は確信している。

当然な事に、外国籍市民にとって生活のあらゆる側面を改善する円満な対策を目指すと、市の努力に依存することは不可能であると考えている。外国籍市民の方からこそ、必要な協力がない限り、当然、積極的な結果が現れてこないのは言うまでもないことである。日本語能力が一番重要な課題であるし、犯罪に走ることや過激的な思想を日本に持ち込むことはもってのほかである。また、日本の風習やしきたりを尊重するなど、外国籍市民の協力は不可欠である。この日本で暮らしている外国人は、日本と世界とを渡す文化的な橋の役割を果たすべきであると私は考えている。

#### ムッサ・アダマ・デンベレ委員

平成15年から2年間の委員の活動を通じて京都の国際的な様々な側面について考えることができた。

外国人と京都の人々の間に言葉や文化的な壁が存在している。普段そのことを公式に話し合う場がないが、今回は会議に参加することによって外国人の日常生活の問題を考える場にできた。言葉の壁や文化の違いを外国人と京都市で意見交流しあうことができ、外国人の生活を話し合う場に参加できたことは、私自身にとっても有意義なことだった。

そして私の生活の中で経験したことと照らし合わせると、外国人登録での問題点、外国人の子供の教育、留学生の問題などについてより関心を深めることができました。外国人としてもいろいろな国籍、立場の人が存在し、その人々と交流できたことは私自身の国際理解を深める上でも意義があることでした。そして、この会議で話し合ったことが今後の京都市での外国人の生活を少しでも向上できたらと考えます。どうもありがとうございました。

## 京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 外国籍市民施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、委員の資格及び方法は、総務局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。
- 6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務局において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

#### (任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

#### (経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

### 附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

## 京都市外国籍市民施策懇話会第4期委員名簿 (敬称略)

	氏 名	職業又は国籍（出身地）
指名委員	井戸洋（イド・ヒロシ）	京都新聞社論説委員
	高田光治（タカダ・ミツハル）	京都ユースホステル協会ユースホステル部長
	朴実（パク・シル）	東九条マダン実行委員長
	リリアン・テルミ・ハタノ	甲南女子大学助教授
	水野直樹（ミズノ・ナオキ）	京都大学人文科学研究所教授
公募選出委員	呉沂煥（オ・キハン）	[ 韓国・朝鮮 ]
	呉鳴夢（オ・ミョンモン）	
	裴梨花（ペェ・リファ）	
	劉仙姫（ユウ・ソンヒ）	
	劉建中（リュウ・ケンチュウ）	[ 中国 ]
	ペーター・カシヤン	[ ドイツ ]
	ムッサ・アダマ・デンベレ	[ マリ ]

は座長

は女性委員

任期は平成16年4月1日から平成18年3月31日までの2年間

指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱

公募選出委員は外国籍市民から公募により選出